

埋設ガス管の損傷事故防止のために

道路等で工事を施工する場合は、道路法施行令第13条6号、建築基準法施行令第136条の3、建設工事公衆災害防止対策要綱(土木工事編)第34・36、労働安全衛生規則355条3号に基づいて、ガス管等の埋設物の確認をしなければなりません。

埋設物の確認は お済みですか？



帝石パイプライン(株)／国際石油開発帝石(株)

 0120-06-2143

STEP 1 工事連絡

弊社のガスパイプライン付近で工事を
するときは、電話、ファックスなどで
工事前にご連絡ください。



STEP 2 施工立会

工事施工個所
については、立会
させていただきます
(無料)。
立会い希望日
をご連絡ください。

